

空港グランドハンドリング事業取引適正化ガイドライン

令和7年12月 策定

国土交通省航空局

目 次

はじめに（策定の背景等）

1. 空港グランドハンドリング事業の業界構造及び取引関係	4
1-1 業界構造	
1-2 取引関係	
2. ガイドラインの対象となる事業者等	7
3. ガイドラインの対象となる取引	7
4. グラハン業務において問題となりうる主な行為類型別の整理と取適法との関係	12
5. 取適法の違反行為に対する措置	17
6. 取適法が適用されない取引に対する独禁法の適用について	17
7. 取適法が適用される取引に対する独禁法の適用について	19
8. 受託中小企業振興法について	20
9. 航空会社とグラハン事業者との取引	20
10. 適正な取引を推進するうえで必要な関係事項	21
11. ガイドラインの活用方法	23
12. 参考資料	25
12-1 他業種の適正取引ガイドライン	
12-2 自主行動計画	
12-3 パートナーシップ構築宣言	
12-4 相談窓口	
12-5 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	
12-6 労働施策総合推進法の一部改正	
12-7 参照条文	

はじめに（策定の背景等）

生産年齢人口の減少、原材料費及びエネルギーコストの高騰やそれに伴う物価の急激な上昇等を受けて、政府は「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月）」をとりまとめ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）」を策定するなど、労務費、原材料費、エネルギーコスト等について適切な価格転嫁を図るよう取組を進めてきたところである。

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要であり、当該原資を確保するためにはサプライチェーン全体で適正な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要である。こうした背景を踏まえ、直近では、企業取引研究会による議論等を踏まえ、下請代金支払遅延防止法が改正され、適用対象の拡大、禁止行為の追加等が盛り込まれた中小受託取引適正化法が令和8年(2026年)1月1日から施行・適用されることとなる。本ガイドラインは、こうした動きの一環として、空港グランドハンドリング事業における取引の適正化に関するガイドラインとして国土交通省が策定するものである。

国内航空需要については、コロナ禍以降、回復基調にあるものの頭打ちが続いている状況である。一方、国際航空需要は急速な回復を見せており、2025年の冬ダイヤにおいては、コロナ前を超え過去最高の便数に達している。特に外国の航空会社（以下「外航」という。）による新規就航や増便が相次ぎ、現状では国際線の約8割が外航による運航となっている。また、訪日外国人旅行者数についても、2024年に3,687万人^{*1}となり過去最高を記録したところである。訪日外国人旅行者は日本への入国に当たり主に空路を利用しており、旺盛なインバウンド需要等、今後も航空需要の増加が見込まれ、その重要性が一層高まっている状況である。

こうした航空機の安全・安心な運航の確保は、全ての航空関係者に共通する基本理念であり、空港グランドハンドリングに関する業務は、それを支えるために不可欠なものの1つである。空港グランドハンドリングに従事する人材については、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言をはじめとする世界的な行動制限等の影響で、一時、コロナ前と比較し作業員数が約2割も減少したものの、足元ではコロナ前の水準に回復しつつある。しかしながら、職員構成として、採用後3年未満の職員が約4割を占めているなど、育成と定着が課題であり、また、その業務の多くが人の手作業によらざるを得ない典型的な労働集約型の業務である。さらに、空港グランドハンドリング事業者（以下「グラハン事業者」という。）はそれぞれの専門性を有する領域で事業を展開しており、航空会社と1次請けグラハン事業者による業務の受委託契約を上流として、その下には、それぞれに専門的な業務領域を持つグラハン事業者との多重委託構造が存在する。

^{*1} 日本政府観光局（JNTO）訪日外客統計 2024年

空港グランドハンドリングの業界構造等に関しては、処遇改善の支障になり得る多重委託構造や雇用慣行・契約慣行が存在すること等が課題であり、「空港業務の持続的発展に向けたビジョン 中間とりまとめ（令和5年6月9日）」において、多重委託構造や雇用慣行・契約慣行についても、職員の処遇改善の観点から抜本的な見直しを行い、必要な取組を進めていくこと、また、長期的な取組として、個社において人件費圧縮競争を防止する観点からの多重委託構造や雇用慣行・契約慣行の見直しを行うことや、業界において労使間の対話の推進や就航メリットを享受する主体間のリスク分担を実現すること等が記載されている。関係業界とも連携し、フォローアップを実施するなど、これらの取組を着実に進めてきている状況である。

「2030年に訪日外国人旅行者数6000万人の達成」等の政府目標をはじめとして、急速に増大するインバウンド需要に適切に対応し、その経済効果を取り込んでいくためには、航空需要の増加に対して自立的に対応できる空港業務の体制の整備を促進し、持続可能な形で空港業務を維持・発展させていくことが必要不可欠である。

そのためには、人材の確保や育成、業務効率化による生産性の向上のみならず、従業員の健康や安全を確保し、やりがいをもって就労できる職場環境の整備と更なる処遇の改善等を継続的に進めることが重要であり、これを実現するためには、外航等の取引相手の多様化や旅客・貨物の取引量の増加等にも柔軟に対応し、労務費やエネルギーコスト等の適切な価格転嫁による適正な取引を推進する必要がある。

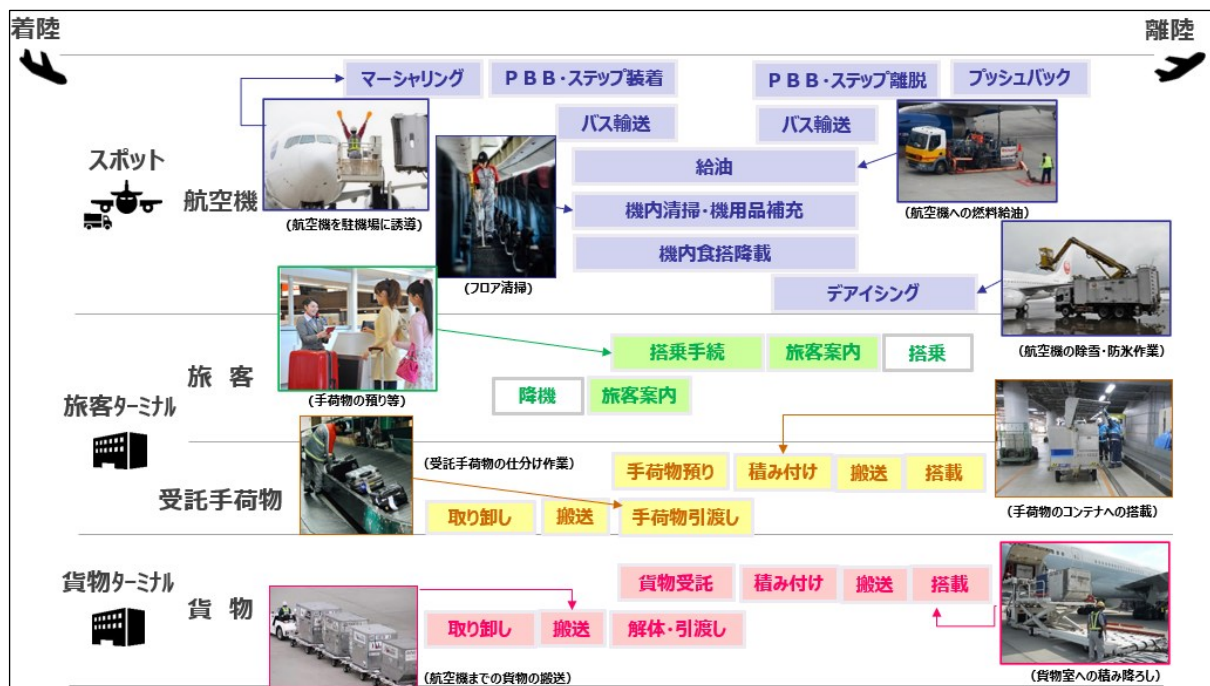
これらの取組を通じて、空港グランドハンドリング業務の魅力を向上させるとともに、サービスの品質向上によるブランド力の強化を目指しながら持続可能な業界へと発展していくことが望まれる。

本ガイドラインが空港グランドハンドリングにおける適正な取引の推進とともに、航空の安全・安心を実践するための一助となることを期待する。

1. 空港グランドハンドリング事業の業界構造及び取引関係

1-1 業界構造

空港グランドハンドリング業務は、航空旅客の搭乗などをサポートする旅客ハンドリング、航空機へ手荷物や貨物などの搭降載を行うランプハンドリング業務、航空機に貨物を積むための調整を行う貨物ハンドリング、航空機の運航をサポートするオペレーション、航空機へ燃料を搭載する給油作業、航空機へ機内食や機用品を積込むフライトケータリングなど、多岐にわたる業務が存在する。更には、航空会社の系列会社として全国の主要な空港に展開し活動する事業者、特定の地域を中心に展開する特定企業の系列事業者、外資系資本による事業者、地場の企業を母体とする事業者など、各事業者の規模や背景が多様であるだけでなく、特定の業務を専門的に扱う事業者や広く複数の業務を扱う事業者等、事業形態も様々であり、大小あわせて全国で約 400*2 の事業者が活動している業界である。

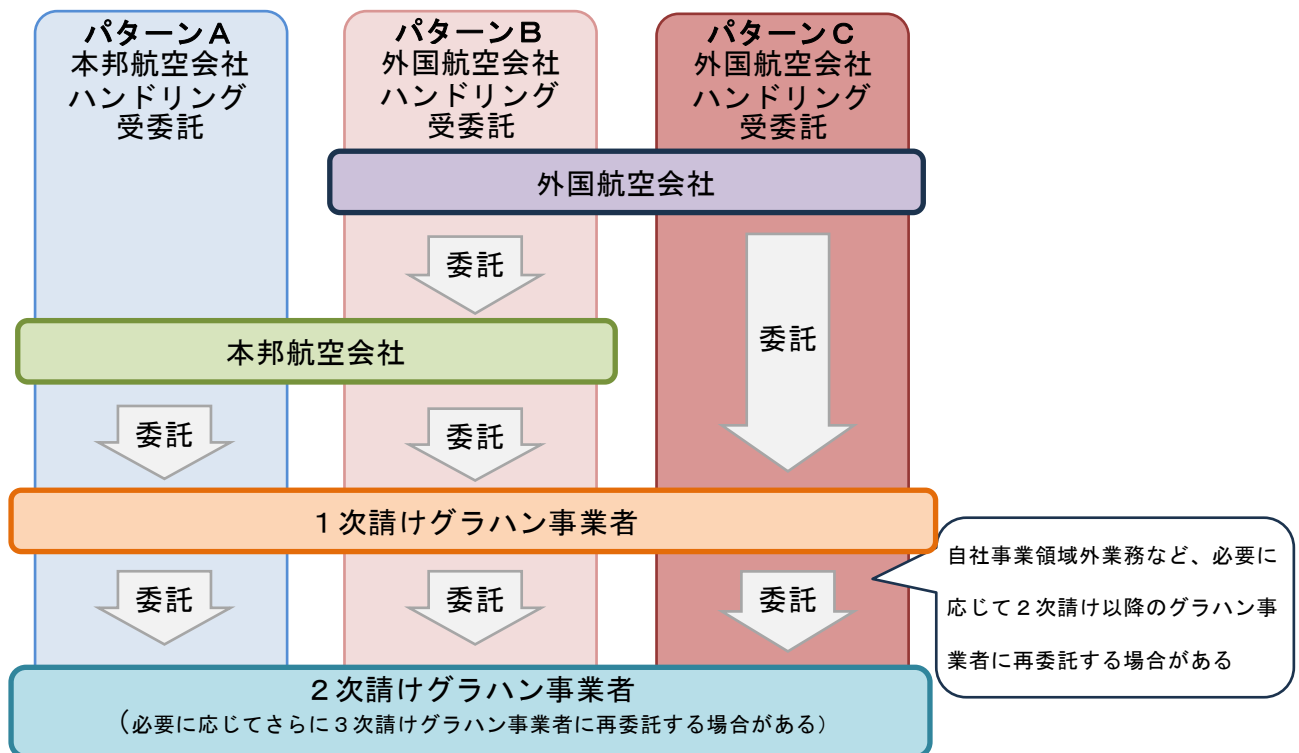


1-2 取引関係

航空機の安全な運航及び旅客・貨物の効率的な輸送に必要となる様々な空港グランドハンドリング業務については、航空会社と1次請けとなるグラハン事業者による交渉・契約により業務を受託し、その受託した業務の中から2次請けとなるグラハン事業者に特定の業務を委託するのが一般的であり、そのパターンは、図①に示すように主にA~Cの3つに類型分けすることができる。

*2 航空局調べ

【図①】空港グランドハンドリング業務の受委託のパターン



○航空会社とグラハン事業者の契約パターンは、以下の3パターンに分類される。

(1) パターン A

1次請けグラハン事業者が、本邦航空会社との交渉・契約に基づき空港グランドハンドリング業務を受託し、そのなかで自社に業務の実施機能がない領域や、リソース不足で対応が困難な領域等の一部業務を2次請け事業者へ再委託するパターン。

(2) パターン B

本邦航空会社のうち、日本航空(株)及び全日本空輸(株)が外航との交渉・契約に基づき空港グランドハンドリング業務を受託したうえで、パターン A の国内線と同様に本邦航空会社からグラハン事業者へと業務委託契約が行われているパターン。

(3) パターン C

1次請けグラハン事業者が、直接外航との交渉・契約に基づき空港グランドハンドリング業務を受託したうえで、必要に応じて2次請け事業者へと再委託するパターン。

○航空会社とグラハン事業者の交渉・契約においては、基本的に IATA^{*3} が提供する Airport Handling Manual (AHM) に収録されている Standard Ground Handling Agreement(以下「SGHA」という。)と呼ばれる「契約に関するひな形」を活用しているケースが多くを占めており、グラハン事業者は、空港グランドハンドリング業務を受託する際、SGHA に対応可能な業務の種類や内容、料金、責任範囲等を実情に合わせて明記しつつ、これを基に交渉相手方(航空会社等)と条件面等について交渉を進めてい

^{*3} International Air Transport Association (国際航空運送協会)

る。外航から本邦航空会社が受託をした場合（パターン B）においても、外航と本邦航空会社で SGHA を締結し、当該内容を踏まえ、本邦航空会社と 1 次請けグラハン事業者が契約を締結する。

- 航空会社とグラハン事業者が契約を締結する空港グランドハンドリング業務の内容については、基本的に使用する機種等に応じた提供業務の内容等を記載するに留まり、業務を遂行するために必要な具体的な作業工数、作業人数、アサインする作業員の熟練度等は盛り込まれていないことが一般的である。ただし、航空会社によっては、航空会社がグラハン事業者に求めるサービスレベルの詳細（定時性目標、手荷物処理時間、カウンター設置数等）を盛り込んだ Service Level Agreement（SLA）を締結するケースもある。
- 都市部の空港においては、事業展開する業務領域が狭く特定の業務のみを行うグラハン事業者も多数存在する傾向にある一方、地方空港においては、個社で幅広い業務領域を手がけるグラハン事業者が主流であり、事業者の数は多くはない。また、特に地方空港においては、県等の地方公共団体、空港会社や空港ビル会社等が主体となって外航に対して積極的にトップセールスを実施し、路線を誘致しているケースが多く、新規の外航から業務を受託する本邦航空会社やグラハン事業者は、受入体制を整備するために新たな人員確保や資機材の調達、受託するエアライン毎に異なる教育・訓練の実施など、相当のコストをかけて受入れの準備をしているという実態がある。
- グラハン事業者間で受委託される業務については、特定の決まった業務ではなく、1 次請けグラハン事業者自身が、その業務について事業展開していない（機能を有していない）、もしくは、事業展開していても（機能を有していても）リソースが不足している等の理由から 2 次請けグラハン事業者へ再委託しているケースなどがある。
- 空港グランドハンドリング業務は多重委託構造であり、3 次請け事業者までの契約を確認している。ただし、多重委託構造ではあるものの、1 次請けとして航空会社と契約を締結しているグラハン事業者は、その契約上、再委託をする業務について、委託先のグラハン事業者を把握することが求められており、航空会社と契約を締結する際、受託する業務のうち再委託等をするものを含め、適切に提供可能であることを確認した上で航空会社との契約を締結している。なお、再委託先のグラハン事業者の多くは、ランプハンドリング業務に必要となる GSE 車両^{*4}や施設を保有していない場合が多く、GSE 車両は航空会社もしくは 1 次請けグラハン事業者が準備するケースが多い。
- 外航とグラハン事業者の主な契約は、ハンドリング便数（就航便数）や貨物取扱量（トンキロベース）に応じて委託費が支払われるケースが多く、責任者業務（REP 業務）^{*5}などの受託する作業に対する委託費が支払われる場合もある。契約料金は SGHA をべ

^{*4} Ground Support Equipment 車両（ステップ車、トーイングトラクター、プッシュバック牽引車等の空港グランドハンドリング作業に使用する車両）

^{*5} Representative 業務。受託した外航の代表者として、外航と現場を調整し、現場での統括を行う業務

ースに締結される業務内容に応じて、個社間での交渉によって締結されており、業界標準料金などは設定されていない。

○外航とグラハン事業者の契約時期は、ダイヤ切り替わり*6の半年ほど前を目途に空港毎に調整が始まり、通年で受託調整をしているグラハン事業者が多い。前述のとおり、新規の外航を受託する場合、グラハン事業者側は新たに教育訓練が必要となるため、一定程度の準備期間が必要となる。

2. ガイドラインの対象となる事業者等

空港グランドハンドリング業務については、外航、本邦航空会社及びグラハン事業者間において受委託に関する交渉・契約が行われており、取引に関わるこれらの全関係者が、共通の理解・認識のもとで、不適切な取引や行為の未然防止、委託事業者及び中小受託事業者の対等な関係の構築、公正かつ透明な取引を推進することが重要である。

また、特に地方空港においては、県等の地方公共団体、空港会社や空港ビル会社等による積極的なトップセールスの実施により就航した外航が、突然減便・撤退するケースが発生している。こうした状況を踏まえ、地方公共団体、空港会社や空港ビル会社等においても、誘致後の撤退リスク等への対応について留意するとともに、本邦航空会社やグラハン事業者による受入れ準備にかかる負担やコストへの理解が重要である。

本ガイドラインは、外航、本邦航空会社やグラハン事業者のみならず、地方公共団体や空港会社、空港ビル会社等の関係者も対象とし、これらの対象者に対して広く周知を図ることとする。

3. ガイドラインの対象となる取引

委託事業者と中小受託事業者間における取引の公正化や中小受託事業者の利益確保、企業振興を目的としている関係法規としては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法）」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「取適法」という。）及び「受託中小企業振興法」（昭和 45 年法律 145 号）の 3 法があげられるところ、本ガイドラインにおいては、グラハン事業者に係る取引について、指導/監督の観点及び規制事項との関係において留意すべき観点等から独禁法及び取適法を中心に記載する。

*6 半期毎（夏ダイヤ（3月最終日曜日～）、冬ダイヤ（10月最終日曜日～））のダイヤの切り替わり

■各法令の概要

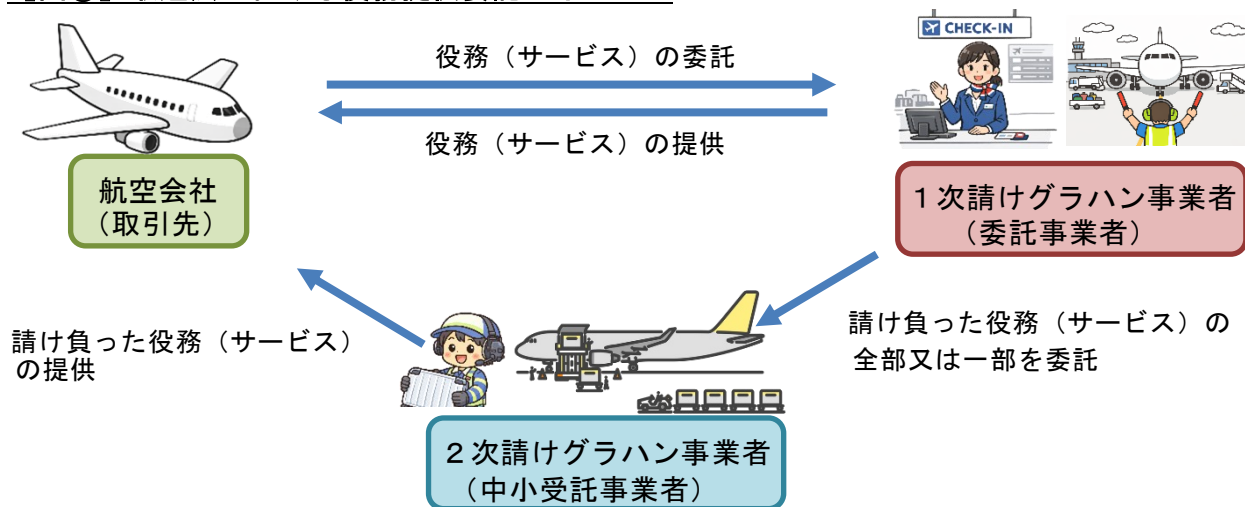
(独占禁止法)

最も適用範囲が大きいのは独禁法であり、公正かつ自由な競争の促進のため、私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、優越的な地位を利用し不公正な取引を行う行為「優越的地位の濫用」を禁止（同法第2条第9項第5号）し、事業者が事業活動を行う上での基本的ルールを定めている。なお、独禁法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることそれ自体を禁じており、資本金や出資金等により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引のみならず、全ての事業者間における取引に適用される。

(中小受託取引適正化法)

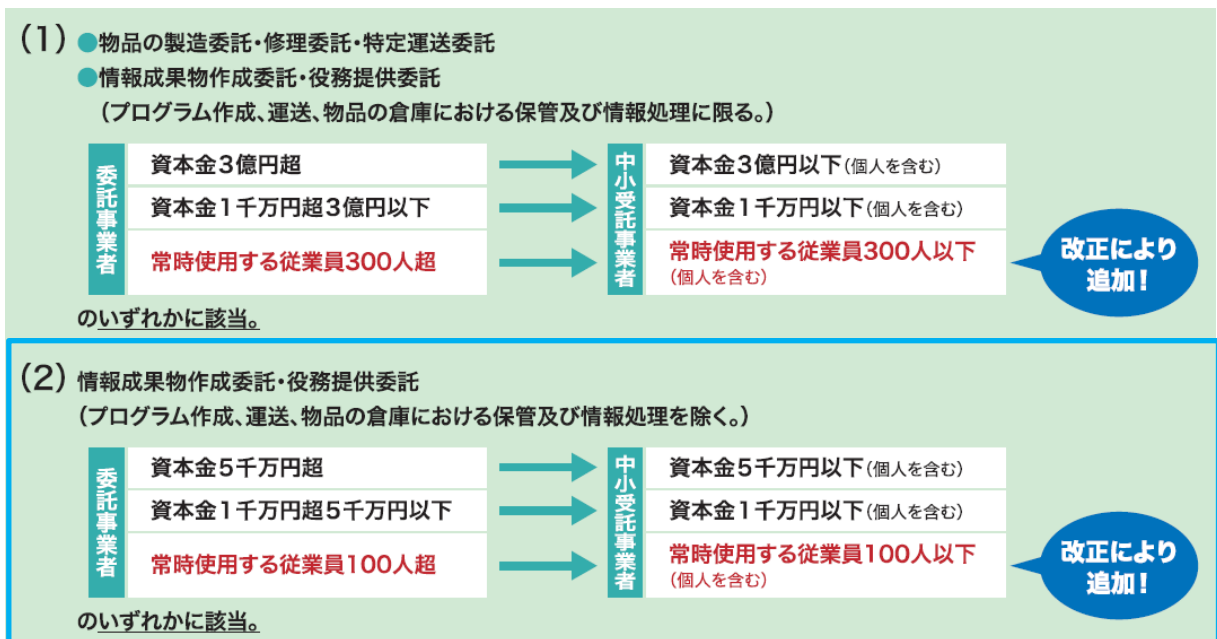
取適法では、委託事業者と中小受託事業者との間における取引について、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託、⑤特定運送委託の5つに類型化されており、空港グランドハンドリング業務については、このうちの④役務提供委託（同法第2条第4項）に該当し得る。取適法の適用を受ける役務提供委託は、主に委託事業者から見て「再委託」に該当する場合であることに注意する必要がある。

【図②】取適法における役務提供委託のイメージ



また、取適法においては、同法第2条第8項及び第9項により、取引の類型に応じて該当する委託事業者と中小受託事業者が定義されており、それぞれの資本金額又は出資金の総額及び従業員数に応じた事業者間の取引について、取適法に該当するか確認が必要である。

【図③】取適法における委託事業者と中小受託事業者に関する定義



更には、中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護の観点から、取適法において規定されている委託事業者の義務及び禁止事項、調査や勧告等を図示化すると図④のとおりであり、委託事業者の義務については同法第3条、第4条、第6条、第7条において、以下の4つが規定されている。

① 発注内容等を明示する義務（第4条）

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注にあたって発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）等を書面又は電子メール等の電磁的方法により明示しなければならない。書面又は電子メール等のどちらの方法とするかは委託事業者が選択可能であるが、電話など口頭で伝えることは認められない。なお、今回の改正において、中小受託事業者の承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となったが、中小受託事業者から書面の交付を求められた際には、遅滞なく書面を交付する必要がある。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はない。

発注書面に記載すべき事項については、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第4条の明示に関する規則（令和7年公正取引委員会規則第8号）において規定されている。

なお、第4条第1項に基づく明示すべき事項の明示、同条第2項に基づく書面交付を行わなかった場合は、第14条の規定により委託事業者の代表者等が罰金を科されることとなる。

② 書類の作成・保存の義務（第7条）

取引が完了した場合、委託事業者は給付内容、代金の額など、取引に関する記録を文書又

は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。

書面に記載すべき事項については、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第7条の書類等の作成及び保存に関する規則（令和7年公正取引委員会規則第10号）において規定されている。

なお、第7条の規定に違反して電磁的記録を作成しないなどの場合には、第14条の規定により委託事業者の代表者等が罰金を科されることとなる。

③ 代金の支払期日を定める義務（第3条）

役務の提供を受けた日から起算して、60日以内のできる限り短い期間内で代金の支払期日を定めなければならないが、支払期日を定めていない場合は、役務の提供を受けた日となる。なお、当事者間の合意により60日を超えた日を支払期日として定めていても、取適法では役務の提供を受けた日から起算して60日を経過した日の前日が支払期日となる。

④ 遅延利息の支払義務（第6条）

支払期日までに代金が支払われなかった場合、役務の提供を受けた日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じて、委託事業者は中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務がある。

また、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにも関わらず、委託事業者が、発注時に決定した代金の額を減じた場合、起算日（減額を行った日又は中小受託事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を超えた日のいずれか遅い日）から実際に減じた額の支払をする日までの期間、その日数に応じ、減じた額について遅延利息を支払う義務がある。

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用され、当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率を定めていても、当該利率は適用されない。なお、遅延利息を支払えば代金の支払が遅れても良いものではないことに留意されたい。

⑤ 委託事業者に対して適用される禁止行為について

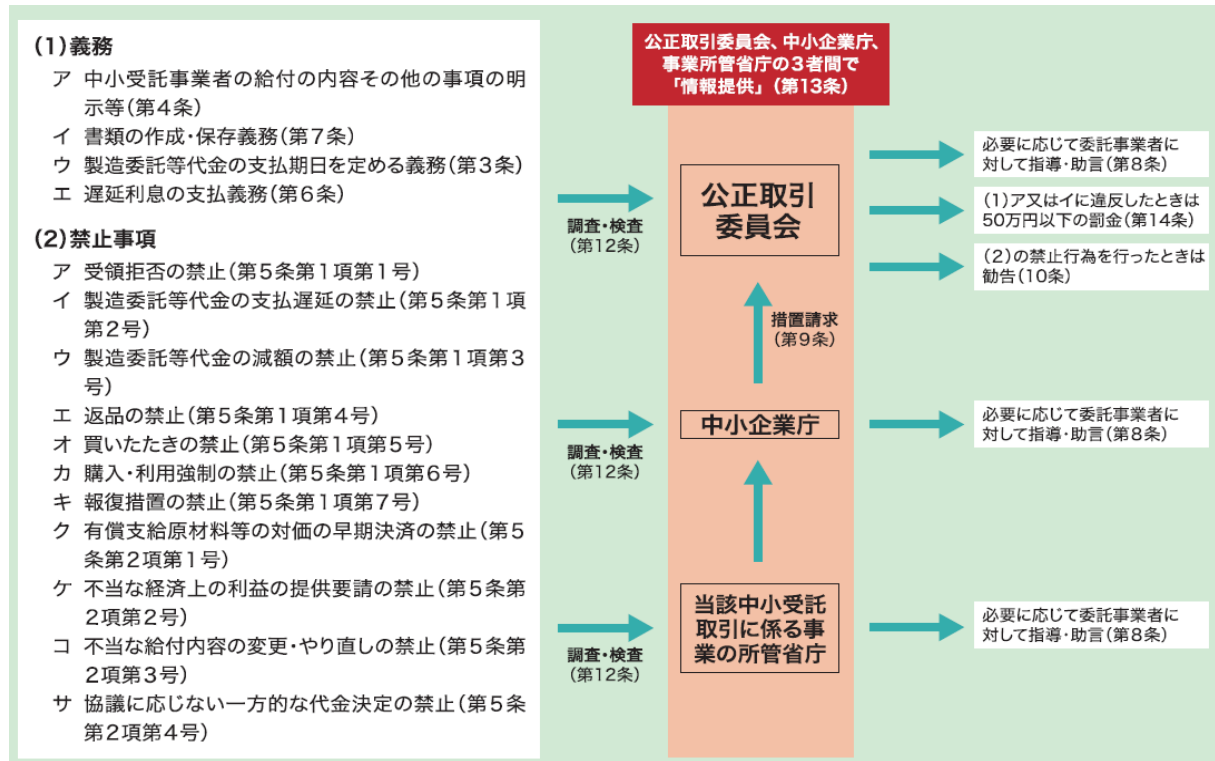
委託事業者に対して適用される禁止行為については、取適法第5条第1項各号（第1号及び4号を除く）及び第2項各号（第1号を除く）で規定されており、具体的には以下のとおりとなる。

- ・製造委託等代金の支払遅延の禁止（手形払等の禁止等）
- ・製造委託等代金の減額の禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・報復措置の禁止
- ・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止

- ・ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

上記の規定に触れる行為は、たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法の意識がなくても、取適法違反となるため、十分に注意されたい。

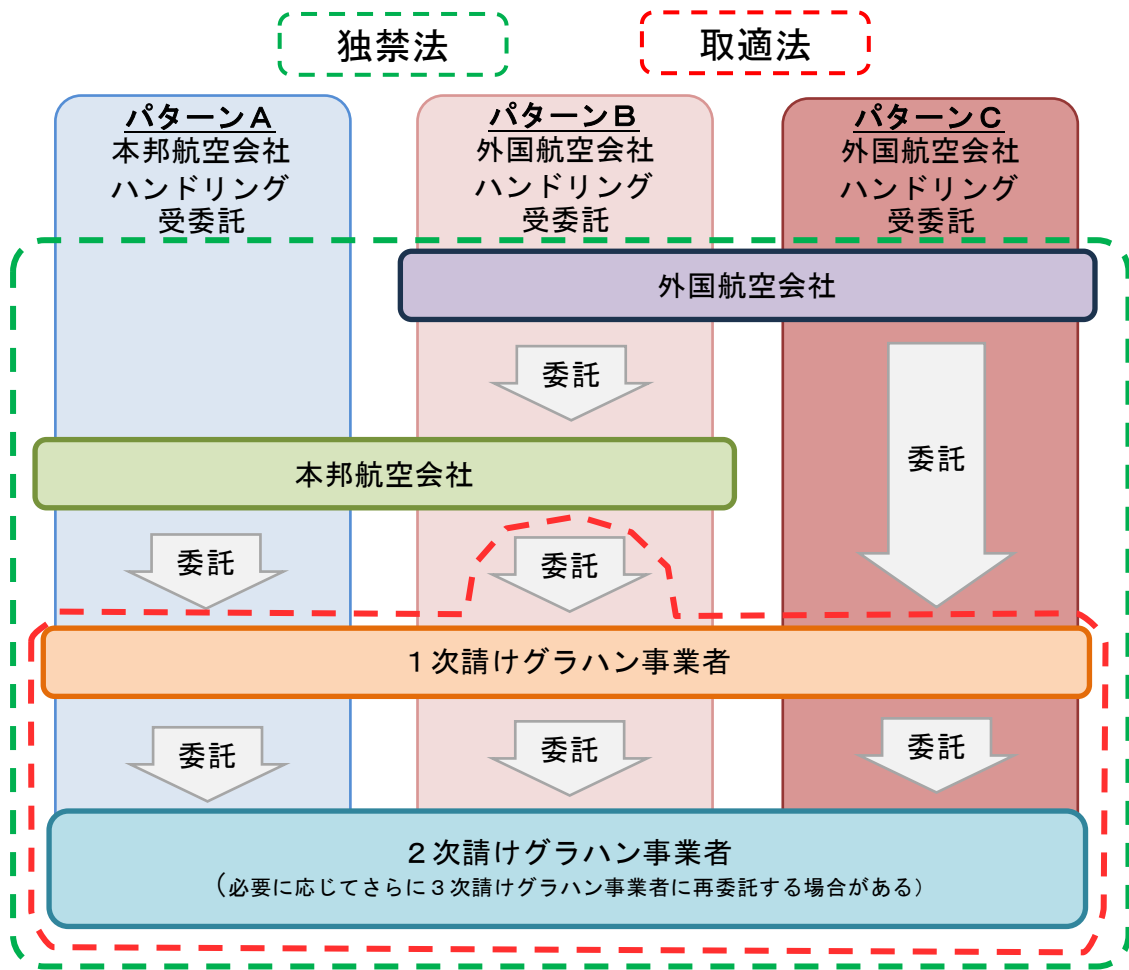
【図④】取適法における委託事業者の義務、禁止事項等について



以上を踏まえ、空港グランドハンドリング業務に関する受委託構造に係る取引に対して適用される関係法令の代表的なイメージとしては、以下図⑤のとおりである。独禁法は、航空会社とグラハン事業者及びグラハン事業者間における取引全般（緑点線）に広く適用されるが、そのうち、航空会社から業務を受託した事業者から当該業務の全部又は一部の再委託を受けた事業者間の取引（赤点線）に対しては取適法が適用される。

ただし、法令の適用対象については契約の種別も含めた個別の取引内容毎に判断することを前提としており、さらに取適法及び受託中小企業振興法に関しては、事業者の資本金又は従業員の規模要件を踏まえて判断する必要があることから、契約パターンと法令の適用についての整理は一例であることについて、留意されたい。

【図⑤】 取適法及び独禁法の適用範囲について



4. グラハン業務において問題となりうる主な行為類型別の整理と取適法との関係

本章においては、グラハン業務の遂行に当たり、委託事業者と中小受託事業者において、取適法上問題となりうる主な行為類型について、業界へのヒアリング結果等を踏まえ具体的に紹介する。なお、行為類型については、中小受託事業者側の視点としており、中小受託事業者が委託事業者からこのような行為を強いられている場合は、委託事業者に直接、もしくは後述する関係省庁及び相談窓口へ相談するなど、適正な取引の促進に向け、参考とされたい。

① 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）

（具体的な事例）

- ・委託事業者から、業務を遂行するための必要人数が少ないために追加人員を要求されたものの、追加人員の人件費は自社負担で、委託事業者に請求していない。
- ・契約価格が過度に低く設定されている、又は契約価格以上の（契約価格に見合わない）働き方やサービスの品質を強要される。
- ・契約内容に、受託業務を遂行するうえで必要となる教育工数にかかる拘束時間単価（発生する費用）が含まれていない。

(取適法の留意点)

- ・委託事業者が発注する役務（求めるサービス）について、中小受託事業者による給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べ、著しく低い価格を不当に求めることは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当し、取適法に違反するおそれがある。
- ・買ったたきに該当するか否かについては、①製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法、②差別的であるかどうかなど対価の決定内容、③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況、④当該給付に必要な原材料等の価格動向、の4つの要素を勘案し、総合的に判断される。
- ・また、契約価格の決定にあたり双方における十分な協議を行わず、委託事業者が一方的に価格を決定している場合は、独禁法における「優越的地位の濫用」にあたり、同法にも違反するおそれも考えられる。

(求められる取引慣行)

- ・中小受託事業者が業務を提供するうえで必要となる人員や資機材、作業工数等に基づき適切な数量や価格設定により契約価格を決定し、契約書等の書面等を取り交わすことが求められる。
- ・その際、中小受託事業者は、人件費やエネルギーコスト等の価格変動、求められるサービスの提供に必要な訓練コスト等も反映した適切な原価に基づく見積書を提示し、委託事業者及び中小受託事業者の双方が十分な協議を行い、契約価格を決定することが求められる。

(望ましい取引実例＝ベストプラクティス)

〈原価計算に基づく契約価格の交渉〉

- ・受託業務の提供に必要な人員や資機材、作業工数等の数量については、同一又は類似する契約内容との比較や、標準的な積算方法に基づく数量等により算出するとともに、人件費や物価の価格変動等を考慮し、客観的かつ合理的な見積価格を算出するなど、双方が納得しやすい価格交渉が行えるよう工夫する。

〈共存・共栄の観点からの戦略的提携〉

- ・委託事業者は、契約単価を上げるかわりに、中小受託事業者にも更なるサービス品質の向上を求めながら相互成長していくことを念頭に置いた戦略的パートナーシップの関係性を構築する。

② 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）

（具体的な事例）

- ・委託事業者から、契約内容以外の業務への対応要望があり、中小受託事業者の本来業務に支障が出ている。

（取適法の留意点）

- ・中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請する場合や、中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請する場合等、委託事業者が自己のために、中小受託事業者から契約に基づく代金とは独立して行われる協賛金や従業員の派遣等の金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることは、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、取適法に違反するおそれがある。
- ・また、委託事業者の自己の利益にしかならない業務のために、費用を負担することなく、当該業務を行うよう中小受託事業者に要請した場合は、独禁法における「優越的地位の濫用」にあたり、独禁法に違反するおそれも考えられる。

（求められる取引慣行）

- ・委託事業者が中小受託事業者に対し、契約内容以外の業務（以下「附帯業務」という。）を依頼する場合は、中小受託事業者の直接的な利益となることを明らかにしたうえで、十分な協議を行ったパートナーシップを結び、附帯業務に関する役割分担や費用負担について、あらかじめ明確に取り決めておくことが求められる。
- ・委託事業者と中小受託事業者の双方が、附帯業務は無償であるという意識を変えていくことが求められる。
- ・現場において、委託事業者から契約内容以外の業務の対応を要請された場合は、中小受託事業者の担当者は管理者に報告し、双方の管理者同士による協議のうえ合意した場合に限り当該要請に対応することが求められる。
- ・委託事業者及び中小受託事業者の双方は、定期的な会議等を設け、実態や問題意識等を共有し、双方で改善策を検討、実行することが求められる。

（望ましい取引実例＝ベストプラクティス）

（パートナーシップによる適切な役割分担）

- ・委託事業者と中小受託事業者が協働して、現場における契約に基づかない附帯業務とリスク負担等について調査し、十分な協議を実施し、無償で提供してきた附帯業務についても、費用負担とリスク負担をそれぞれ書面化した。

- ・定期的に委託事業者と話し合いの場を設け、無償で行っていた附帯業務について、委託事業者の直接的な利益になることを明示することにより有償化し、又は委託事業者で作業を行うこととなった。
- ・現場において契約外作業の要請があった際には、現場で判断せず必ず会社に報告させ、双方の管理者同士で話し合いを行うことにより作業料金の発生の承諾又は作業を委託元事業者が行うかを決定することとした。

〈コンプライアンスの高まりによる適切な役割分担〉

- ・委託事業者のコンプライアンスの高まりにより、附帯業務は別途作業料を払うか、委託事業者が自ら作業を行うか判断し、問題解決に向けて理解を示す状況もみられるため、新たに附帯業務を見込んだ見積書を作成し価格交渉を行った結果、交渉が成立した。

③ 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止（第5条第2項第3号）

（具体的な事例）

- ・運航便の欠航により、アサインした人員・資機材が不要になったものの当該費用を委託事業者に請求できず自社負担となっている。
- ・委託事業者の事情に起因する突然のキャンセルに対して、工数分に見合う費用が請求できていない。
- ・委託事業者の事情に起因する契約内容の変更や工程の追加に伴う追加費用を中小受託事業者が自社負担している。

（取適法の留意点）

- ・委託事業者の事情に起因する突然の欠航や作業工数の変更が生じた場合、費用を負担せずに発注内容の取消しや追加作業等を行わせることは、取適法第5条第2項第3号の「不当な給付内容の変更・不当なやり直し」に該当し、取適法に違反するおそれがある。
- ・取適法では、給付内容の変更（給付の受領前に発注書面に記載されている給付内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせる又は発注を取り消すこと）又はやり直し（給付の受領後に追加的な作業を行わせること）自体を禁止しているものではなく、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止している。このため、給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合は、不当な給付内容の変更・不当なやり直しには該当しない。
- ・また、委託事業者が、一方的に契約内容の変更等を実施する場合、中小受託事業者に

正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、独禁法における「優越的地位の濫用」にあたり、独禁法に違反するおそれも考えられる。

(求められる取引慣行)

- ・委託事業者及び中小受託事業者は、突発的な欠航や作業工数の変更等が生じた場合を想定し、当該事象により生じる不利益や追加費用への補償の考え方等について、双方で十分な協議を行い、合理的な価格の設定や追加費用の負担のあり方等を契約書において書面化することが求められる。
- ・委託事業者及び中小受託事業者の双方は、定期的な会議等を設け、実態や問題意識等を共有し、双方で改善策を検討、実行することが求められる。

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

(具体的な事例)

- ・人手確保のために特定技能外国人の採用を増やしているが、委託事業者が「外国人=安価な労働力」と誤解している。日本人と比較し労務費がかかり、コストが上昇していることを正しく理解してもらえず、協議を求めても拒否し、又は回答を引き延ばされた。

(取適法の留意点)

- ・コストが上昇している中で、委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにも関わらず、無視・拒否をする、回答を引き延ばす等協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定することは取適法第5条第2項第4号の「協議に応じない一方的な代金決定」に該当し、取適法に違反するおそれがある。
- ・なお、コスト上昇に見合わない価格を協議することなく据置くことなどは、買ったとき（第5条第1項第5号）に該当するおそれがある。

(求められる取引慣行)

- ・委託事業者は、中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めた場合は、協議の場を設定することが求められる。
- ・委託事業者が、中小受託事業者の代金の額の引下げを要請する場合は、具体的な理由の説明や根拠資料の提出等、必要な説明や情報の提供をすることが求められる。
- ・委託事業者及び中小受託事業者は、物価上昇等の社会情勢の変化を踏まえ、過去の取引慣習や固定概念等にとらわれず、柔軟に協議を行うことが求められる。

5. 取適法の違反行為に対する措置

公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁（空港グランドハンドリング事業においては国土交通省）は、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするため等、必要があると認めるときは、委託事業者又は中小受託事業者に対し、委託取引に関する報告をさせ、検査することができる。

また、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁は、必要があると認める場合は、委託事業者に指導及び助言をすることができ、公正取引委員会は、取適法第5条の規定に違反する行為があると認める場合は、委託事業者に対し、違反事項を取りやめて原状回復させることを求めるとともに、再発防止など必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。勧告が行われた場合は、原則としてその旨が公表される。

公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁の3者間で、委託事業者の中小受託事業者との取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するために特に必要な、委託事業者・中小受託事業者の情報について相互に提供することも可能である。

なお、委託事業者が取適法第14条及び第15条に規定される以下の違反行為を行った場合には、違反者である個人及び委託事業者である法人が罰せられ、50万円以下の罰金が科せられる。

- ・発注内容等の書面又は電磁的方法による明示義務違反等
- ・取引に内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- ・報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ・立入検査の拒否、妨害、忌避

また、取適法における義務違反や禁止行為に抵触するおそれのある行為については、中小企業庁の取引調査員（通称：取引Gメン）に相談・通報することによりヒアリングや調査等を受けることが可能である。問題の早期発見、未然防止、是正指導等により、不適切な取引に対する抑止効果をもたらすとともに、適正取引に関する意識が広く浸透・定着することで、業界全体として適正取引を推進していく風土の醸成も期待される。

6. 取適法が適用されない取引に対する独禁法の適用について

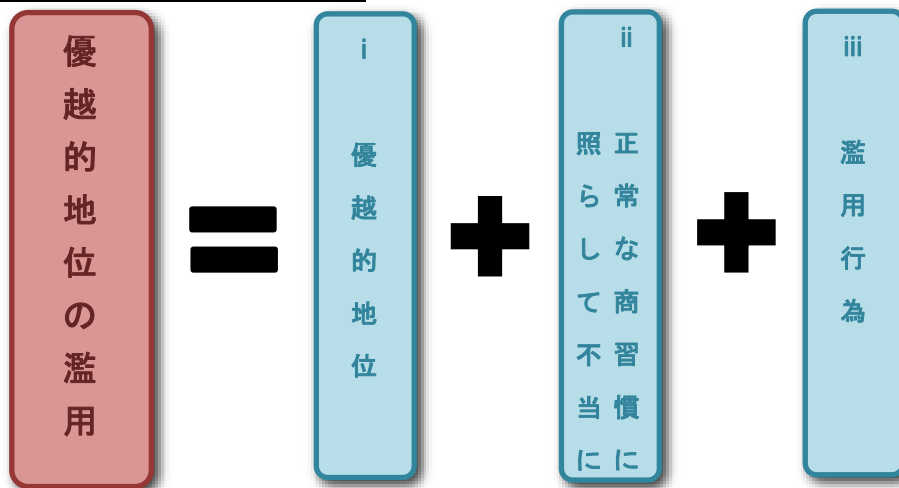
取適法に規定される資本金基準や従業員数及び取引内容の要件を満たさないことで取適法が適用されない場合であっても、取適法で禁止される行為を行った場合、独禁法における不公正な取引方法の1つである「優越的地位の濫用」（独禁法第2条第9項第5号）に該当するおそれがある。

優越的地位の濫用における「優越的地位」とは、取適法のように委託事業者と中小受託事業者の規模と取引の内容に基づき形式的に決定されるものではなく、個々の取引ごとに、取引上実質的に優越的な地位にあるかどうかによって判断されるものであり、優越的地位の濫用とは、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対して、その地位を利用して、

正常な商慣習に照らして不当に相手方に不利益を与えることをいう。また、取引上優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって当該取引先に対する取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受入れざるを得ないような場合をいう。

「優越的地位」の判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的事実をもって総合的に考慮することとされており、「正常な商慣習に照らして不当に」の判断に当たっては、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは是認されるものを指し、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

【図⑥】優越的地位の濫用について



i 優越的地位

A社がB社に対して優越した地位にあるとは、B社にとってA社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社が受入れざるを得ないような場合

ii 正常な商慣習に照らして不当に

正常な商慣習に照らして不当である場合とは、公正な競争を阻害するおそれがある場合

iii 優越的地位の濫用になり得る行為類型

- 購入・利用強制 ● 協賛金等の負担の要請 ● 従業員等の派遣の要請
- その他経済上の利益の提供要請 ● 受領拒否 ● 支払遅延 ● 減額
- その他の取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等
- ・ 取引の対価の一方的決定 ・ やり直しの要請 ・ その他

なお、優越的地位の濫用行為を行った事業者に対して、公正取引委員会は以下の措置を行うことができる。

○排除措置命令：違反行為を速やかに排除するよう命ずる処分

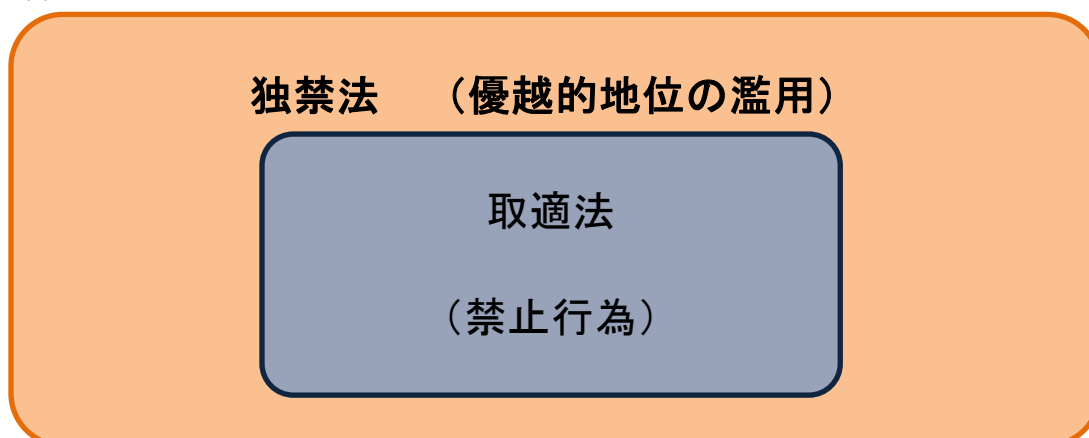
○課徴金納付命令：違反行為に係る期間（始期は調査開始日から最長10年前まで遡及）における違反行為の相手方との取引額に算定率（1%）を掛けた額の課徴金の納付を命ずる処分（ただし、課徴金算定額が100万円未満のときは納付を命じられない）

また、取適法と同様、独禁法における優越的地位の濫用に抵触するおそれがある行為は、公正取引委員会の優越的地位濫用未然防止対策調査室（通称：優越Gメン）により、独禁法上の優越的地位の濫用に関する調査等において関係事業者に対する立入調査が行われる。

「3. ガイドラインの対象となる取引」に記載のとおり、独禁法は、航空会社とグラハン事業者及びグラハン事業者間における取引全般に広く適用されるものである。航空会社及びグラハン事業者の取引においては、航空会社にとって航空機を安全かつ安定的に運航するためにはグラハン事業者のサービスは必要不可欠であり、一方で、グラハン事業者としても、航空会社の就航がなければ事業が成り立たないことから、相互に重要なパートナーであることは言うまでも無い。しかしながら、その事業者規模等に鑑みると、航空会社がグラハン事業者に対して優越的地位となる可能性があることにも留意し、独禁法の趣旨を踏まえた適切な取引を推進していく必要がある。

7. 取適法が適用される取引に対する独禁法の適用について

独禁法は、広く取引行為全般を対象としており、取適法の対象である委託事業者と中小受託事業者間における取引行為も内包していると言えるが、例えば、事業者Aと事業者Bの取引における行為が、独禁法第2条第9項5号及び取適法第5条に抵触し、取適法違反により勧告等がなされた場合、勧告に従う限り、当該違反行為については、独禁法は適用されない。（取適法第11条）



8. 受託中小企業振興法について

中小企業における物価上昇を上回る賃上げの実現に向け、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁・取引適正化の実現を図ることを目的とし、下請中小企業振興法は受託中小企業振興法（以下「振興法」という。）に改正されることとなった（令和8年1月施行）。

振興法は、委託事業者の協力のもとに、中小受託事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に活用することができる体質を根本的に改善し、下請性を脱して独立性のある企業に育つことを目的としている。そのため、同じく中小受託事業者を対象にした取適法が指導・規制法規であるのに対し、振興法は受託中小企業の支援法としての性格を有する法律である。

なお、受託中小企業の振興を図るため、振興法第3条第1項の規定に基づき、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として振興基準が定められている。業界団体が策定する自主行動計画や個社企業によるパートナーシップ構築宣言等の取組もあわせて進めることで、取適法や独禁法の執行を補完しながら適正な価格転嫁等の取組の推進に向けた実効性の向上が期待できる。

9. 航空会社とグラハン事業者との取引

「1. 空港グランドハンドリング事業の業界構造及び取引関係」にも記載したとおり、グラハン事業者は、到着便及び折り返しの出発便に係る旅客や貨物に関する様々なサービスを提供しており、航空会社にとって航空機を安全かつ安定的に運航するためには、これらのサービスは必要不可欠である。一方で、グラハン事業者としても、航空会社の就航がなければ事業が成り立たないことから、相互に重要なパートナーであることは言うまでも無く、相互信頼関係を一層強化するとともに航空機の安全・安心な運航を確保し続けながら、付加価値を高め持続可能な発展と共存共栄に向けて連携・協力していくことが重要である。

そのためには、委託側である航空会社や一部のグラハン事業者は、昨今の労務費及びエネルギーコスト等の急激な変動等の社会情勢、1次請けグラハン事業者とともにグラハン業務を担う2次請け、3次請け事業者の重要性、グラハン業務における外国人材雇用の急増や航空貨物の種別の変化等の従来の契約内容から大きく変化してきた事業環境等、グラハン事業者の置かれている状況への理解が必要である。また、受託側であるグラハン事業者も、必要なコスト増等に関する具体的なデータの提示、計画的な人材の確保・育成やDXの推進及び安全性・定時性の追求等によるサービス品質や生産性の向上等による適切な競争力の強化、過度なコスト抑制や従業員への過剰な負荷を前提としたグラハン事業者間における不健全な競争（過当競争）や不合理なダンピングの抑制に取り組むとともに、労務費等の急激な変動等や市場価格等の航空会社が置かれている状況への理解が必要である。

こうした相互理解を深めながら、荒天による運休など想定外の事象が発生した場合や契約期間中における急激なコスト変動により契約金額から大きな乖離が生じた場合等についても航空

会社とも都度協議を行うなど、委託側、受託側の双方による十分な協議の下で関係法令を遵守し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた適正な価格による取引を行う必要がある。また、仮に取適法や独禁法の要件を満たさず当該法令の適用対象外の取引にあっても、こうした取引の一つ一つが航空機の安全・安心な運航を支えていることを意識し、適正取引を推進していくことが重要である。

また、特に地方空港においては、県等の地方公共団体が主体となって外航へのトップセールスによる国際線の誘致活動が活発に行われているが、需要変動に伴う減便や撤退等のリスクについては、路線の就航にあわせて人員の確保・教育、資機材の調達等の準備を進めた受託者としての本邦航空会社やグラハン事業者が負う形となっている。路線就航においては、本邦航空会社やグラハン事業者の存在が不可欠であることから、空港の持続的な発展に向けて、路線就航によるメリットを享受する県等の地方公共団体や空港会社、空港ビル会社等も、誘致した路線の維持に対して責任ある実施主体の1つであるため当該リスクを課題として捉えることが重要である。このため、本邦航空会社やグラハン事業者においては、こうした実情を関係者に共有するとともに、地方公共団体や空港会社、空港ビル会社等は、路線誘致に関する取組とあわせて、減便や撤退時には本邦航空会社やグラハン事業者等が人件費や資機材費等の準備コストを回収できない状況を理解した上での支援の検討等、関係者間での適切なリスク分担のあり方を検討することが望ましい。

10. 適正な取引を推進するうえで必要な関係事項

空港グランドハンドリング業務は、労働集約型の産業であり、従業員の安全や健康が確保されないような過酷な労働環境や低賃金、長時間の時間外労働を前提とした勤務体制などの適切ではない労働条件等を強いることは、関係法令に抵触することに加え、離職者の増加や採用力の低下を招き業界全体の魅力を損なうとともに、人員不足・過重労働による不安全事故の増加や、ひいては航空機の安全・安心な運航にも支障を来しかねないことを、委託事業者及び中小受託事業者の双方が改めて認識することが重要である。取適法において、委託事業者と中小受託事業者の関係は対等であるものの、実態として中小受託事業者側が主張をしにくいケースが起りうることに留意をする必要がある。

委託事業者は、中小受託事業者と契約を進めるうえで、相手方が労働基準や安全衛生等の関係法令を遵守し、従業員の処遇や職場環境の改善等に積極的に取り組んでいる事業者であるか等も考慮することが望ましい。また、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関係法令に違反するようなことのないよう、十分に留意する必要がある。

また、振興法「振興基準」では、委託事業者は、中小受託事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議において、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等によって、当該中小受託事業者の責任者又は担当者に精神的な威圧等を加え、

中小受託事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとされていることや、委託事業者が中小受託事業者との取引を停止し、又は大幅に取引量を減少しようとする場合には相当の猶予期間をもって予告するものとされていることなどにも留意する必要がある。

委託事業者は、就業環境の問題を中小受託事業者の問題とせず、サプライチェーン全体の中での人権侵害や働き方についても十分に配慮すべきであり、委託事業者・中小受託事業者の間でそれぞれの現状と課題について情報共有を行った上で、業界全体で持続可能かつ計画的な人材育成・人材確保について考えていくことが重要である。

なお、空港グランドハンドリング業務に関しては、悪天候による遅延に伴う待機等をはじめとして、委託事業者や中小受託事業者に起因しない事由による対応が発生する場合が想定される。こうした場合について、委託事業者、中小受託事業者、さらには大元の取引先（航空会社）とも、協議等を行い、中小受託事業者に一方的不利益が生じないよう、あらかじめ契約において確認しておくことが望ましい。

また、個々の事業者においては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための職場環境の整備やこれにかかる経費を適切に確保する必要がある。職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメント防止措置については、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総合推進法」という。）により全企業に義務化されており、直接雇用に関係がない取引先の従業員等へのハラスメント防止策の導入も奨励されている。特に、責任者業務（REP 業務）などにおいては、現場の統括的な立場として、直接、受託事業者の従業員に対して具体的な業務指示を出すこともあるなかで、行き過ぎた行為は B to B の関係におけるカスタマーハラスメントと捉えられるおそれもあるとともに、ケースによっては、業務委託契約（請負契約）の範囲を超え、いわゆる「偽装請負」に該当するおそれも考えられることから、事業者においては、社内でのハラスメント防止を徹底するために、定期的な研修や具体的な対応プロセスの整備と周知を通じて、従業員の意識向上と職場改善に取り組む必要がある。なお、令和 7 年の労働施策総合推進法の改正により、取引先との関係も含めたカスタマーハラスメント対策の一環として、事業主による相談体制の整備と周知が義務化されることから、同法の施行日^{*7}までに事業者内における相談・通報窓口の設置が必要となる。その際、匿名性の確保や通報を理由とした不利益等が生じないよう、安心して相談・通報ができる環境の整備が重要である。

さらに、空港グランドハンドリング業務は、シフト制で勤務を組むことも多く、便の遅延等に伴い、時間外労働をした後に早番勤務が生じることもあるが、一定時間以上の休息を設けることは安全の観点からも重要である。労働者の安全及び健康の確保に向けては、多様な働き方

^{*7} 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）による改正。相談体制の整備等に関する施行日は、法律の公布日（令和 7 年 6 月 11 日）から 1 年 6 月以内の政令で定める日

という観点にも留意した上で、勤務間インターバル制度等の働き方改革に資する取組も有効であり、この勤務間インターバル制度の導入に当たっては、働き方・休み方改善ポータルサイト (<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/>) 等を参考とされたい。

1.1. ガイドラインの活用方法

業界全体で適正な取引を実現していくためには、航空会社やグラハン事業者等の「企業」、定期航空協会や空港グランドハンドリング協会等の業種別の「団体」、国土交通省をはじめとする「行政」の3者が相互に連携を図り、課題解決に向けた取組を継続して行っていくことが必要である。

課題解決に向けた取組とは、各主体によって求められる取組が変わりうるが、大きく次の4つに分けられる。本ガイドラインを「遵守」すること、より多くの関係者に「周知」すること、実効的なものとなるように「活用」すること、そして主体的に「応用」することである。

(1) 「遵守」

委託事業者及び中小受託事業者は、公正な取引条件や取引慣行を確立するため、適正な受委託取引が行われるよう本ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。

(2) 「周知」

①社内関係部局への徹底

各社においては、関係法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、取引に関わる社内の全ての関係者を対象に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また、直接の取引関係がある企業に対しては、関係法令の遵守を含めた適正取引を働きかけることが必要である。

②業界全体での周知徹底

業界団体においては、本ガイドラインの内容を普及させるため、業界を構成する幅広い企業を対象とした説明会を開催する等、積極的な周知徹底活動を実施することが重要である。

空港グランドハンドリング業界においては、事業者の規模も様々であり、社内の管理体制・教育体制にも濃淡があると考えられるが、全ての事業者において本ガイドラインの十分な周知がなされるよう、周知徹底に努めていくことが必要である。

③国による周知

業界団体等を通じて、各事業者への周知を働きかけるとともに、例えば、外航に対しては、

各空港における AOC*8 等を通じた働きかけを、地方公共団体に対しては、各空港における空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 14 条の空港協議会等を通じた働きかけを行うなど、業界団体等による周知が及ばない関係者に対しても、国として着実な情報共有に取り組む。また、説明会やシンポジウム等の開催を通じて関係者の意識啓発を図る。

（3）「活用」

①社内ルール、マニュアルへの反映

適正な取引を推進していくためには、周知したガイドラインの内容を幅広く取引慣行に浸透させていくことが求められる。

委託事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、本ガイドラインに定める内容が実効的なものになるよう努める。

②ベストプラクティスの実践、相談窓口の活用

ベストプラクティスとなりうる事例を関連事業者や業界団体に共有、周知していくなど、望ましい取組を各事業者へ幅広く展開するよう努める。

一方で、不適切な取引慣行や事例については、業界全体で適正取引を推進していくためにも適切な相談窓口相談し、情報提供していくことが求められる。（行政における相談窓口は「12-4 相談窓口」を参照。）

③定期的な自主点検

業界団体においては、上記の「遵守」、「周知」、「活用」といった点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

各事業者においては、社内の遵守状況のチェック、必要に応じた社内マニュアルの改訂、改訂マニュアルに基づく社内研修等の実施を行っていくことが必要である。

業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、国土交通省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引推進の実効性を高めるとともに、必要に応じてガイドラインの改定を行う。

（4）「応用」

①パートナーシップ構築宣言

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で、(1)サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT 実装、グリーン化等）及び(2)中小受託事業者

*8 Airline Operators Committee（航空会社運営協議会）

との望ましい取引慣行を遵守することを宣言するものである。

とりわけ委託事業者においては、中小受託事業者との望ましい取引慣行（取引適正化の）重点5課題を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行うことが推奨されており、社内における研修等を通じ、現場の担当者まで浸透するよう努めるとともに、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとされている。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとされている。

②「自主行動計画」の策定

本ガイドラインは、国土交通省が作成したものであるが、業界団体においても、「取引適正化」と「付加価値向上」に向けて各業界団体が作成する「自主行動計画」の策定を検討し、自主行動計画に基づいた更なる取組の充実や改善に努めることが求められる。

12. 参考資料

本ガイドラインの理解促進に当たり、下記の資料も参考とされたい。

12-1 他業種の適正取引ガイドライン

取引適正化推進に向けたガイドラインは、委託事業者と中小受託事業者との間で適正な取引が行われるよう国が策定したガイドラインであり、2025年11月時点において22業種で策定されている。

- ・船舶産業取引適正化ガイドライン（造船業：国土交通省）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/20_zousen.pdf
- ・トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン（トラック運送業：国土交通省）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/10_truck.pdf
- ・放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（総務省）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/11_broadcast.pdf

12-2 自主行動計画

前章において紹介した自主行動計画について、他業界の計画の例は下記のとおりであり、2025年10月時点で31業種85団体が策定している。

- ・「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>
- ・警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画（一般社団法人 全国警備業協会）
<https://www.ajssa.or.jp/health/promotion>

- ・放送コンテンツ適正取引推進協議会推進計画（2025年度）（放送コンテンツ適正取引推進協議会）

<http://tekisei-torihiki.org/activities/index.html>

12-3 パートナーシップ構築宣言

前章において紹介したパートナーシップ構築宣言は、下記ページに掲載されており、2025年12月15日時点で19業種82,850社が登録している。

- ・パートナーシップ構築宣言

<https://www.biz-partnership.jp/>

12-4 相談窓口

1. 取適法についての相談、問合せ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせのこと。

- ・公正取引委員会、中小企業庁相談窓口 (<https://tekitorisupport.go.jp/inquiry/>)

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課 TEL 03-3581-3375(直)	中小企業庁 事業環境部 取引課 TEL 03-3501-1732(直)
北海道事務所 取適法担当 TEL 011-231-6300(代)	北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 TEL 011-700-2251(直)
東北事務所 取適法担当 TEL 022-225-8420(直)	北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 TEL 011-700-2251(直)
中部事務所 取適法担当 TEL 052-961-9424(直)	関東経済産業局 産業部適正取引推進課 TEL 048-600-0325(直)
近畿中国四国事務所 取適法担当 TEL 06-6941-2176(直)	中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 TEL 052-951-2860(直)
近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当 TEL 082-228-1520(直)	近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 TEL 06-6966-6037(直)
近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当 TEL 087-811-1758(直)	中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 TEL 082-224-5745(直)
九州事務所 取適法担当 TEL 092-431-6032(直)	四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 TEL 087-811-8564(直)
沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 TEL 098-866-0049(直)	九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 TEL 092-482-5450(直)
	沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 TEL 098-866-0035(直)

- ・その他、空港グランドハンドリング業務に関する相談については、従来どおり国土交通省航空局航空ネットワーク企画課にお問い合わせのこと。

03-5253-8111 (国土交通省代表)

2. 取引かけこみ寺

「取引かけこみ寺」は、取引の適正化を推進することを目的として国（中小企業庁）が全国 48 か所に設置したもので、本部（全国中小企業振興機関協会）と各都道府県に設置された中小企業支援センターに設置されるものである。中小企業が抱える取引上のトラブルについて業種を問わず、専門の相談員や弁護士による電話相談、オンライン相談、対面相談が可能（いずれも無料）であり、代金の未払や代金の減額等に関する相談が多く寄せられている。

- ・取引かけこみ寺 (<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>)

下請かけこみ寺一覧



相談無料 / 全国 48 か所 / 秘密厳守 / 匿名相談可能

フリーダイヤル **0120-418-618**

【受付時間】平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

本部：(公財)全国中小企業振興機関協会 ……	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター ……	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター ……	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ ……	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター ……	017-775-3234	(公財)京都産業21 ……	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター ……	019-631-3822	(公財)大阪産業局 ……	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構 ……	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター ……	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター ……	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター ……	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構 ……	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団 ……	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター ……	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構 ……	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団 ……	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター ……	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団 ……	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構 ……	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構 ……	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社 ……	048-783-4440	(公財)やまぐち産業振興財団 ……	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター ……	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構 ……	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社 ……	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団 ……	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター ……	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団 ……	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構 ……	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター ……	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構 ……	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター ……	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構 ……	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構 ……	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団 ……	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団 ……	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構 ……	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団 ……	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター ……	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構 ……	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター ……	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構 ……	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構 ……	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター ……	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構 ……	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社 ……	098-859-6237

※2026年1月1日に「下請かけこみ寺」から「取引かけこみ寺」へ名称を変更

12-5 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

第9章において触れている当該指針については、下記ページに掲載されている。

- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

12-6 労働施策総合推進法の一部改正

第10章で触れている労働施策総合推進法の改正については、下記ページに記載されている。

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html

12-7 参照条文

■私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄）

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 （略）

第三条～第十八条の二 （略）

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第二十条の二～第二十条の五 （略）

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該違反行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

い。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第二十条の七～第百十八条 (略)

■製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによって、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたも

のをいう。)

- 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
- 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあっては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号及び第六号並びに次項第三号、第四号及び第六号において同じ。）をするもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの
- 五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であって、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）
- 六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であって、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの（第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であって、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの
- 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であって、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの
- 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であって、前項第三号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

10 資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第八項第一号、第二号又は第五号に該当する者がそれぞれ前項第一号、第二号又は第五号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第八項第三号、第四号又は第六号に該当する者がそれぞれ前項第三号、第四号又は第六号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第三条 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第四条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

2 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(委託事業者の遵守事項)

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。
- 三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。
- 四 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 五 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。
- 六 中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 七 委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによって、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。
- 二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。
- 四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決

定すること。

(遅延利息)

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(書類等の作成及び保存)

第七条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十四条第三号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

(指導及び助言)

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(中小企業庁長官の請求)

第九条 中小企業庁長官は、委託事業者について第五条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあっては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあっては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条の規定による勧告をした場合において、違反委託事業者が当該勧告に従ったときに限り、当該勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第十二条 公正取引委員会は、委託事業者(委託事業者が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。)の中小受託事業者(中小受託事業者(法人に限る。))が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者(法人に限る。)の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。)に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等)

第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要で

あると認められるものを相互に提供することができる。

2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。
- 二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。
- 三 第七条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十五条 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

■受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）

(目的)

第一条 この法律は、製造委託等を受ける中小企業者の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、受託中小企業振興協会による受託取引のあつせん等を推進することにより、受託取引に係る関係を改善して、受託取引に係る関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう受託中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することをいう。

- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
- 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
- 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
- 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部

若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

六 その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

2 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

4 この法律において「委託事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し同項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

5 この法律において「中小受託事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて第一項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

6 この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいう。

7 この法律において「特定中小受託事業者」とは、中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令

で定めるもの（以下「特定受託取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定委託事業者」とは、特定中小受託事業者についての当該特定の委託事業者をいう。

8 この法律において「特定連携事業」とは、二以上の特定中小受託事業者が有機的に連携し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
- 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 中小受託事業者の連携の推進に関する事項
- 六 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の受託取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導等）

第四条 主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。

■製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第4条の明示に関する規則（令和7年公正取引委員会規則第8号）

第一条 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行

わなければならない。

- 一 委託事業者及び中小受託事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって委託事業者及び中小受託事業者を識別できるもの
 - 二 製造委託等をした日、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、提供される役務。以下同じ。）の内容並びにその給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日（期間を定めて提供を委託するものにあつては、当該期間））及び場所
 - 三 中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
 - 四 製造委託等代金の額及び支払期日
 - 五 製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該金融機関の名称
 - ロ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期
 - ハ 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日
 - 六 製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をする場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始期
 - ロ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日
 - 七 製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの日並びにその決済の期日及び方法
 - 八 法第四条第一項ただし書の規定により前各号に掲げる事項のうち明示しないもの（以下「未定事項」という。）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日
- 2 前項第四号の製造委託等代金の額について、具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合には、製造委託等代金の具体的な金額を定めることとなる算定方法の明示をすることをもって足りる。
 - 3 第一項各号に掲げる事項が一定期間における製造委託等について共通であるものとして、あらかじめその

旨を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは、その期間内における製造委託等に係る当該事項の明示は、あらかじめ明示したところによる旨を明示することをもって足りる。

4 法第四条第一項ただし書の規定に基づき未定事項を明示するときは、未定事項以外の事項の明示との関連性を確認することができるようにしなければならない。

第二条 法第四条第一項の公正取引委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法
- 二 電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

2 前項の方法は、明示すべき事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

第三条 法第四条第二項の書面には、第一条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四条 法第四条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 中小受託事業者から法第四条第一項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合。ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合を除く。
- 二 当該製造委託等について既に法第四条第一項又は第二項の規定に基づき書面の交付がされていた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、当該製造委託等に係る行為が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第五項に規定する業務委託事業者による同条第三項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合に該当するとき。

■製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第7条の書類等の作成及び保存に関する規則（令和7年公正取引委員会規則第10号）

第一条 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定により作成する書類又は電磁的記録（以下「書類等」という。）には、次に掲げる事項を明確に記載し又は記録しなければならない。

- 一 中小受託事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって中小受託事業者を識別できるもの
- 二 製造委託等をした日、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、提供される役務。以下同じ。）の内容及びその給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日（期間を定めて提供を委託するものにあつては、当該期間））並びにその受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（期間を定

- めて提供を受けたものにあつては、当該期間))
- 三 中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、その検査の結果及びその検査に合格しなかった給付の取扱い
- 四 中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又はその給付の受領後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させた場合には、その内容及びその理由
- 五 製造委託等代金の額及び支払期日並びにその額に変更があつた場合は増減額及びその理由
- 六 製造委託等代金の支払について金銭を使用した場合は、その支払額、支払日及び支払方法
- 七 製造委託等代金の支払について金銭以外の支払手段を使用した場合（次号及び第九号に規定する場合を除く。）は、次に掲げる事項
- イ 当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項
 - ロ 当該支払手段を使用した日
 - ハ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項
- 八 製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとした場合は、次に掲げる事項
- イ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期
 - ロ 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払った日
 - ハ その他当該貸付け又は支払に関する事項
- 九 製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をした場合は、次に掲げる事項
- イ 当該電子記録債権の額
 - ロ 中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期
 - ハ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日
 - ニ その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- 十 製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させた場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの日並びにその代金の決済をした日及びその決済の方法
- 十一 製造委託等代金の一部を支払い又は製造委託等代金から原材料等の対価の全部若しくは一部を控除

した場合は、その後の製造委託等代金の残額

十二 遅延利息を支払った場合は、その支払った額及び支払った日

十三 法第四条第一項ただし書の規定により明示しないこととした事項がある場合には、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

2 製造委託等代金の額について具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合においてその算定方法の明示をしたときは、前項第五号の製造委託等代金の額について、当該算定方法及びこれにより定められた具体的な金額並びに当該算定方法に変更があったときは変更後の算定方法、当該変更後の算定方法により定められた具体的な金額及びその理由を明確に記載し又は記録しなければならない。

3 第一項及び第二項に規定する事項は、その相互の関係を明らかにして、それぞれ別の書類等に記載又は記録をすることができる。

第二条 前条第一項及び第二項に規定する事項の記載又は記録は、それぞれその事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、速やかに当該事項について行わなければならない。

2 前条第一項及び第二項に規定する事項を書類に記載する場合には、中小受託事業者別に記載しなければならない。

3 前条第一項及び第二項に規定する事項を電磁的記録に記録する場合には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 前条第一項及び第二項に規定する事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

二 必要に応じ、電磁的記録に記録された事項を電子計算機の映像面に表示し、及び当該事項を書面に出力することができること。

三 電磁的記録に記録された事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を有していること。

イ 前条第一項第一号に掲げる事項を検索の条件として設定することができること。

ロ 製造委託等をした日については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

第三条 書類等は、その記載又は記録をすべき事項の全部の記載又は記録をした日から二年間、保存しなければならない。